施行日 2024年1月4日

新(改正後)

第1条 (約款の趣旨)

- (1)本章の規定は、お客様(個人のお客様に限ります。)が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、本章において「特例」といいます。)の適用を受けるため、当社に開設する非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約および特定非課税累積投資契約(租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第6号に規定されるものをいいます。以下同じ。)に関する事項を定めるものです。
- (2) お客様が当社でこの約款に基づき、租税特別措置法第37条の14第5項6号に規定する「特定非課税累積投資契約」を締結されるには、当社が定める「累積投資取引約款」および「投信るいとう自動積立取引規定」に了承をいただきます。
- (3) お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や 権利義務関係に関する事項については、本章に定めがない場合 は、諸法令およびこの約款集の他の章の規定によるものとしま す。

第2条 (非課税口座開設届出書等の提出)

(1) お客様が特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、租税特別措置法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書に必要事項を記載のうえ、署名押捺し、提出してください。

用(改正前) 第1条 (約款の趣旨)

(1)本章の規定は、お客様(個人のお客様に限ります。)が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、本章において「特例」といいます。)の適用を受けるため、当社に開設する非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約(租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定されるものをいいます。以下同じ。)に関する事項を定めるものです。

(2) お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や 権利義務関係に関する事項については、本章に定めがない場合 は、諸法令およびこの約款集の他の章の規定によるものとしま す。

第2条 (非課税口座開設届出書等の提出)

(1) お客様が特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、租税特別措置法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書に必要事項を記載のうえ、署名押捺し、提出してください。

- (2) 前項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その 提出された日または当社にて重複口座でないことを確認した日 において、非課税口座が開設されます。
- (3) 第1項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引 業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資 勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口 座簿へ記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等 について、振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する 記録と区分して行うための勘定で和税特別措置法第 37 条の 14 第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座 に設けられるものをいいます。以下同じ。) ならびに特定非課 税管理勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において 振替口座簿へ記載もしくは記録または保管の委託がされる上場 株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取 引に関する記録と区分して行うための勘定で租税特別措置法第 37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年に 非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。) が設け られている場合において、当該特定累積投資勘定または特定非 課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当社 に非課税口座を開設して特定累積投資勘定または特定非課税管 理勘定を設けようとする場合には、当社所定の非課税口座開設 届出書に、勘定廃止通知書(租税特別措置法第37条の14第5項 第9号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、 当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しよ うとする年の9月30日までに提出してください。

旧(改正前)

- (2) 前項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。
- (3) 第1項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引 業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘 定(非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録 がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または 記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、 2014年から 2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を 除きます。)に非課税口座に設けられるものをいいます。以下 同じ。)または累積投資勘定(この契約に基づき、非課税口座 での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株 式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引 に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年 までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に 非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)が設け られている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資 勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当社に非課税 口座を開設して非課税管理勘定を設けようとする場合には、当 社所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書(租税特別 措置法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。 以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前 年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出 してください。

- (4) 前項のお客様が既に当社に非課税口座を開設されており、 当該口座に特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を設定 しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知 書のみを当社に提出してください。
- (5)第1項および第3項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当社に非課税口座を再開設しようとする場合には、当社所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
- (6)第1項、第3項、第4項または第5項の際、お客様には当社に対して、租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の15の3第19項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険証の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号(お客様が、租税特別措置法施行令(以

旧(改正前)

- (4) 前項のお客様が既に当社に非課税口座を開設されており、 当該口座に非課税管理勘定のみを設定しようとする場合には、 前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみを当社に提出して ください。
- (5)第1項および第2項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当社に非課税口座を再開設しようとする場合には、当社所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じです。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
- (6)第1項、第3項、第4項または第5項の際、お客様には当社に対して、租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の15の3第24項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号(お客様が、租税特別措置法施行令(以下

新(改正後)

下「施行令」といいます。)第 25 条の 13 第 32 項に該当する場合は、ご氏名、生年月日およびご住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

- (7)第3項、第4項または第5項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。)の提出を受けた場合、当社は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当社が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当社がお客様から廃止通知書を受理し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。
- (8) 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の 属する年の1月1日において満18歳以上である居住者または 恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。

(削 除)

- (9) 当社に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当社に提出することはできません。
- (10)「非課税口座」を当社以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を当社に提出することはできません。

旧(改正前)

「施行令」といいます。)第 25 条の 13 第 32 項に該当する場合は、ご氏名、生年月日およびご住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

- (7)第3項または第5項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。)の提出を受けた場合、当社は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当社が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当社がお客様から廃止通知書を受理し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。
- (8) 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の 属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または 恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。
- (9)成年年齢に係る平成31年度税制改正に伴い、2023年1月 1日より、前項の「満20歳」を「満18歳」に読み替えます。 その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者 は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。
- (10) 当社に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非 課税口座開設届出書」を当社に提出することはできません。
- (11) 2018 年分以降の非課税管理勘定が設定された「非課税 口座」を当社以外の他の金融商品取引業者等に開設し、また は開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書(非課税 適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が

新(改正後)

添付されたものを除く。)」を当社に提出することはできません。

旧(改正前)

- (11) お客様が当社に提出された「非課税口座開設届出書」が租税特別措置法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当社が受理または当社に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。
- (12)2023年12月31日においてお客様が当社に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定を設定している場合には、当社は、お客様が2024年1月1日において、当社と租税特別措置法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当社に、第8条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。
- 第3条 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合 の取扱い)

(現行とおり)

- 第4条(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定の設定)
- (1) お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、 2024 年以後の各年において設けられます。

(12) お客様が当社に提出された「非課税口座開設届出書」が租税特別措置法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当社が受理または当社に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

(追 加)

第3条 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

(省 略)

第4条 (非課税管理勘定の設定)

(1) お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非 課税口座開設届出書、非課税適用確認書または廃止通知書に記

載の、非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

旧(改正前)

- (2)当社に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当社の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当社に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。
- (3) すでに当社に非課税口座を開設しているお客様(当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていることになっている場合を除く)が、新たに特定累積投資勘定を当社に設けようとする場合には、第8条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当社の定める一定の書類を当社に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第6項の規定を準用します。
- (2)当社に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非 課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に 開設した非課税口座に設けられることになっている場合または 設けられていた場合において、当社の非課税口座に当該年分の 非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税 管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年 の9月30日までの間に、当社に廃止通知書を提出してください。 ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交 付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定ま たは累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているとき は、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当 該廃止通知書を受理することができません。
- (3) すでに当社に非課税口座を開設しているお客様で、新たな 勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を当社 または他の金融商品取引業者等に提出されたことがないお客様 が、新たな非課税管理勘定も当社に設けようとする場合には、 第8条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、既に開 設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1 項に定める「非課税口座開設届出書」その他当社の定める一定 の書類を添付して、当社に提出してください。この場合、本章 第2条第1項および第6項の規定を準用します。

新(改正後)

- (4)特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日(非課税口座開設届出書(廃止通知書が添付されたものを除きます。)が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には同日)に設けられます。
- (5) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定 非課税管理勘定は特定累積投資勘定と同時に設けられます。
- 第5条 (非課税管理勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)
- (1) お客様と当社との非課税上場株式等管理契約に基づいた非 課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録ま たは保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。
- (2)特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座 簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設 けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において 処理します。
- 第6条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)
- (1)本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以

旧(改正前)

(4) 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書ま たは非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。) が年の 中途において提出された場合における、当該提出された日の属 する年にあってはその提出の日) において設けられ、廃止通知 書が提出された場合は、税務署から当社にお客様の非課税口座 の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨 等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の 1月1日前に提供があった場合には、同日) に設けられます。

(追 加)

第5条 (非課税管理勘定における処理)

お客様と当社との非課税上場株式等管理契約に基づいた非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非 課税管理勘定において処理します。

(追 加)

- 第6条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)
- (1)本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以

新(改正後)

降5年を経過する日に終了いたします(本章第8条第2項の規 定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。

(2)前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより 取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」 の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国 届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了し た場合は、一般口座へ移管いたします。

(削 除)

- ①お客様が当社に特定口座を開設していない場合または特定口座を開設している場合でお客様から当社に対して施行令第25条の13第8項第二号に規定する書類の提出があった場合一般口座への移管
- ②前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管
- 第6条の2 (特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定終了時 の取扱い)
- (1)本章に基づき設定した特定累積投資勘定および特定非課税 管理勘定は、第7条第2項もしくは第8条第2項の規定により 廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

旧(改正前)

降5年を経過する日に終了いたします(本章第7条第2項、本章第8条第2項または施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。

- (2)前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより 取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」 の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国 届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了し た場合は、一般口座へ移管いたします。
- ①お客様から非課税管理勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して第9条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ②お客様から非課税管理勘定の終了する年の 11 月 30 日までに 当社に対して施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書 類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設 していない場合 一般口座への移管
- ③前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(追 加)

(2)前項の終了時点で特定累積投資勘定および特定非課税管理 勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該 各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非 課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした 日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの 間に終了した場合は、一般口座へ移管します。

新(改正後)

- ①お客様から当社に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ②前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管
- 第7条 (金融商品取引業者等変更届出書の提出および特定累積投 資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止)
- (1) お客様が当社に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座(以下「他の非課税口座」といいます。)に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当社に金融商品取引業者等変更届出書(租税特別措置法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出してください。この場合、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。
- (2) 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理し

第7条 (金融商品取引業者等変更届出書の提出および<mark>非課税管理</mark> 勘定の廃止)

旧(改正前)

- (1) お客様が当社に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座(以下「他の非課税口座」といいます。)に設けようとする場合または当該他の非課税口座に累積投資勘定を設けようとする場合には、当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当社に金融商品取引業者等変更届出書(租税特別措置法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。
- (2) 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理し

新(改正後)

た場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年 分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が当社にすで に設けられているときは、当該特定累積投資勘定および特定非 課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理し たときに廃止されます。

- (3)第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)においては、第4条第1項の規定にかかわらず、当社に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第4条第2項の規定による場合は、この限りではありません。
- (4) 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当社はお客様に対し勘定廃止通知書を交付します。

第8条 (非課税口座廃止届出書の提出)

- $(1) \sim (2)$ (現行とおり)
- (3)第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当社はお客様に対し、非

旧(改正前)

た場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年 分の非課税管理勘定が当社にすでに設けられているときは、当 該非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受 理したときに廃止されます。

- (3)第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)においては、第4条第1項の規定にかかわらず、当社に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第4条第2項の規定による場合は、この限りではありません。
- (4) 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理 した場合、当社はお客様に対し勘定廃止通知書を交付します。

第8条 (非課税口座廃止届出書の提出)

- (1)~(2) (省略)
- (3)第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当社はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

新(改正後)

旧(改正前)

課税口座廃止通知書を交付します。

第9条 (特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよびお客様が当社と締結した「累積投資取引約款」および「投信るいとう自動積立取引規定」に基づいて取得した上場株式等(以下「特定累積投資上場株式等」といいます。))のみを受け入れます。
- ①第4条第4項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投

第9条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- (1)当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。
- ①次に掲げる上場株式等で、第4条第4項に基づき非課税管理 勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの 間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入 した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込 みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金 額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等については その移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120 万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該 上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を 超えないもの
- イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月 31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の

資上場株式等を除きます。

- ②当該特定累積投資勘定で管理されている上場株式等の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る 上場株式等の特定累積投資勘定への受け入れを振替口座簿に 記載もしくは記録または保管の委託がされる方法により行う もの
- (2) 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れる上場 株式等の取引については、買付および解約に係る手数料ならび に取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいており ません。
- (3) お客様が当社において特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた上場株式等について、その上場株式等に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、租税特別措置法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当社の「累積投資取引約款」、「投信るいとう自動積立取引規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。
- (4)第1項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により、 当社に「非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書または非課税 口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を提出されたお 客様は、当該非課税口座開設届出書について、租税特別措置法

旧(改正前)

媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

- ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)をいいます。以下、この条において同じ。)から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
- ②施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等
- (2)前項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により、当 社に「非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通 知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」 を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、

新(改正後)

旧(改正前) 相税特別措置法第37条の14第7項第1号に規定する「当社が受

第37条の14第7項第1号に規定する「当社が受理または当社に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の特定累積投資勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。

理または当社に提出することができないものに該当しない旨」 等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口 座の非課税管理勘定に上場株式等の受入れをすることはできま せん。

第9条の2 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

(追 加)

- (1)当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理 勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開 設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記 録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、 「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国 をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日 までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび 租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をし た同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きま す。)のみを受け入れます。
- ①第4条第5項に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ち

新(改正後)	旧(改正前)
に非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式	
等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入	
の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等につ	
いてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が 240 万	
円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘	
定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当するこ	
ととなるときにおける当該上場株式等を除きます。)	
イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税	
管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の	
額等をいいます。)の合計額が1,200万円を超える場合	
ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積	
投資勘定に受け入れている買付の委託等により取得した上場	
株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準	
額の合計額が 1,800 万円を超える場合	
②当該特定非課税管理勘定で管理されている上場株式等の分割	
または併合により取得するもので、当該分割または併合に係	
る上場株式等の特定非課税管理勘定への受け入れを振替口座	
簿に記載もしくは記録または保管の委託がされる方法により	
行うもの	
(2) 特定非課税管理勘定には、次のいずれかに該当するものを	
受け入れることができません。	
①その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16	
項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金	
融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄また	
は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているも	

新 (改正後)	旧 (改正前)
0	
②公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託およ	
び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口また	
は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規	
定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合	
には、当該委託者指図型投資信託約款に関する書類)、同法	
第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位で	
ある場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条	
第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1	
項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租	
税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によ	
るものを除きます。)として運用を行うこととされているこ	
とその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が	
定められているもの	
③公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図	
型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの	
イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期	
間が定められていること	
ロ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされて	
おり、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること	
(3) 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により、	
当社に「非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書または非課税	
口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を提出されたお	
客様は、当該非課税口座開設届出書について、租税特別措置法	
第37条の14第7項第1号に規定する「当社が受理または当社	

新(改正後)

旧(改正前)

に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務 署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の特定非課 税管理勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。

第10条 (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

お客様が非課税管理勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)および上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金および分配金(以下「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります

第11条 (譲渡の方法)

お客様は、非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または 保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社へ の売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等 を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づい て行われる同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項 に規定する請求を当社を経由して行う方法、または租税特別措

第10条 (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

お客様が非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)および上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金および分配金(以下「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

第11条 (譲渡の方法)

お客様は、非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行われる同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法、または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場

新(改正後)

旧(改正前)

置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかにより行います。

株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の 資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかにより行 います。

- 第12条 (非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等)
- $(1) \sim (2)$ (現行とおり)
- (3) お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け 入れた上場株式等に係る第1項および第2項の適用については、 「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日か ら5年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設 けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるも のとします。
- (4) お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた上場株式等に係る第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。
- (5) 非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額が当該非課税口座内上場株式等の所得税法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

第12条 (非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所 得等の非課税等)

(1)~(2) (省略) (追加)

(追 加)

(3) 非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額が当該非課税口座内上場株式等の所得税法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

旧(改正前)

第13条 (非課税口座での取引である旨のお申し出)

- (1) お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属 する年の12月31日までの間に、本章第9条の2第1項第1号 の規定に基づき取得した上場株式等を当該特定非課税管理勘定 に受け入れようとされる場合には、当該取得に係る注文等を行 う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け 入れようとされる場合、または、累積投資契約により第9条第1 項第1号の規定に基づき特定累積投資勘定に受け入れようとす る場合には、当該累積投資契約締結の際に、当社に対して非課 税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出 がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていた だきます。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとされる場 合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が 設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下 「受入期間」といいます。) に取得することとなる上場株式等 の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、 締結することができません。
- (2)前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の上場株式等について、また特定累積投資勘定に受け入れようとする場合において、受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の上場株式等については、特定口座ま

第13条 (非課税口座での取引である旨のお申し出)

(1) お客様が非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、本章第9条第1項第1号の規定に基づき取得した上場株式等を当該非課税管理勘定に受け入れようとされる場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、当社に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。

(2) 前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当該120万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。

新(改正後)

旧(改正前)

たは一般口座に受け入れさせていただきます。

- (3) お客様が非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。なお、お客様が当社の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。
- (4) 「投信るいとう自動積立取引申込書」を当社に提出し、投信るいとう自動積立取引規定に基づき、お客様があらかじめ指定する銘柄の受益権を自動的に取得する場合、お取引口座として特定累積投資勘定、特定非課税管理勘定または課税口座を指定していただき各口座にて優先買付を行います。また、非課税口座を廃止した場合、買付は特定口座開設済の場合は特定口座にて、特定口座未開設の場合は一般口座にて買付となります(「投信るいとう自動積立取引変更・解除申込書」を当社に提出し、投信るいとう自動積立取引の解約を行わない限り、買付は引き続き行われます)。
- 第14条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、 非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定

(3) お客様が非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。なお、お客様が当社の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。

(追 加)

第14条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、 非課税管理勘定から上場株式等の全部または一部の払出し、(振

新(改正後)

から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを 含むものとし特定口座への移管に係るものを除きます。)をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当社は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- 第15条 (特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設 定した場合の所在地確認)
- (1)当社はお客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以降5年を経過した日ごとの日をいい

旧(改正前)

替によるものを含むものとし、第9条第1項第1号口および第2 号に規定する移管に係るもの、第9条第1項第3号によるもの および特定口座への移管に係るものを除きます。)をされた場 合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があっ たものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を 同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当社は、 お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生 ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該 相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等 であった上場株式等を取得した者)に対し、当該価額および数 量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電 子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により通知いたします。

(追 加)

the cost of the cost	((-1)/)
新(改正後)	旧(改正前)
ます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」と	
いいます。)に確認いたします。	
①当社がお客様から住民票の写しその他施行規則第 18 条の 15	
の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の	
施行令第 25 条の 13 第 17 項第 1 号に規定する署名用電子証明	
書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所	
の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電	
子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日におけ	
る氏名および住所	
②当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が	
当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に	
対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名お	
よび住所	
(2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日に	
おける氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認	
期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る特定累	
積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に上場株式等の受け入	
れを行うことはできなくなります。ただし、同日以降、前項各	
号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認でき	
た場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係	
る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該	
当することとなった日以後は、この限りではありません。	
第 <mark>16条</mark> (非課税口座年間取引報告書の送付)	第 <mark>15条</mark> (非課税口座年間取引報告書の送付)
当社は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 34 項および施行令	当社は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項および施行令

新(改正後)	旧(改正前)
第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報	第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報
告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出しま	告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出しま
す。	す。
第17条 (契約の解除)	第16条 (契約の解除)
~ (現行とおり)	~ (省 略)
第18条 (非課税口座に係る事務)	第17条 (非課税口座に係る事務)
以上	以上